明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇九）　一
〔告示〕
○防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（消防庁一八）　二
○消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（同一九）　三
○消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（同二〇）　三
○自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（同二一）　四
○防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（同二二）　四
○消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（同二三）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二二〇五～二二一一）　五
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　二四
特殊法人等
農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、公認会計士等の登録及び登録抹消、地方職員共済組合役員の就任、企業年金基金変更関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六六
会社その他
会社決算公告　六七

省令

○総務省令第百九号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第四項、第四条の二の八第四項及び第四十七条第二項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十四日

総務大臣　片山　善博

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

第二条の三第二項中「十二時間」を「十時間」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　防火管理の意義及び制度に関すること。

第二条の三第二項第七号及び第八号を削り、同条第三項中「三時間」を「二時間」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項中「六時間」を「五時間」に改める。

第四条の二の十四第三項中「六時間」を「四時間」に改める。

第五十一条の五第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第五十一条の十二第三項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

第五十一条の七第二項中「五時間」を「四時間三十分」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　防災管理の意義及び制度に関すること。

第五十一条の七第二項第六号及び第七号を削り、同条第三項中「十四時間」を「十二時間」に改め、同条第四項中「三時間」を「二時間」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第五項中「四時間」を「三時間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の消防法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の三第二項に規定する甲種防火管理新規講習の課程を修了している者は、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第二項に規定する甲種防火管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

2　この省令の施行の際現に旧規則第二条の三第三項に規定する甲種防火管理再講習の課程を修了している者は、新規則第二条の三第三項に規定する甲種防火管理再講習の課程を修了している者とみなす。

3　この省令の施行の際現に旧規則第二条の三第四項に規定する乙種防火管理講習の課程を修了している者は、新規則第二条の三第四項に規定する乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

4　この省令の施行の際現に旧規則第五十一条の七第二項に規定する防災管理新規講習の課程を修了している者は、新規則第五十一条の七第二項に規定する防災管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

5　この省令の施行の際現に旧規則第五十一条の七第三項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の課程を修了している者は、新規則第五十一条の七第三項に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習の課程を修了している者とみなす。